

別記様式第1号(第四関係)

# 上田地区活性化計画

島根県  
島根県邑南町

平成25年12月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	上田地区活性化計画
都道府県名	島根県
市町村名	邑南町
地区名(※1)	上田地区
計画期間(※2)	平成26年～平成28年

<p>目 標 : (※3)</p> <p>棚田の石垣や暗渠排水、客土等の補完整備により棚田地域の景観と農業生産基盤を守り、棚田オーナー制度による過去5年の平均農業体験参加組数11組を維持し、交流型農業を持続させていく。</p> <p>&lt;交流人口の推移&gt;</p> <p>棚田オーナーの参加組数 平成21年度 11組、平成22年度 11組、平成23年度 10組、平成24年度 13組、平成25年度 13組 =年平均参加組数 11.6組</p>
<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要:</p> <p>本地区は島根県の南部中国山地の中腹にあり、日本海に流れる江の川が北流し、広島県と接している。気象は、冬期・夏期の温度差が大きく、降水量は年間1,470mm程度である。冬は山間部での積雪は1.5mを越すこともある豪雪地帯である。地域の大部分は山林で占められ農地はわずか5%程度である。しかも、その多くは山間谷間に点在し、圃場整備等の開発可能地は極めて少ない。</p> <p>このような自然条件のもと、地域の活性化を進めるため江の川沿いの急峻な地形に開けた棚田を利用して棚田オーナー制度を導入し、交流型農業を展開している。</p>
<p>現状と課題</p> <p>棚田は、江戸時代初期、砂鉄採取後に出た石を積んで田んぼを造り出したのが始まりとされています。</p> <p>現在本地区は交流型農業を展開して農地保全に努めているが、老朽化による石垣の崩壊や基盤土中の転石等の浮き上がり、湧水による田面の軟弱化が表れており棚田景観の維持と農作物の育成に支障を来している。また、農業従事者の高齢化による農業生産力の低下もかさなり遊休農地の増加が懸念されている。</p>
<p>今後の展開方向等(※4)</p> <p>本地区の展開方向としては、棚田を荒らさないよう自然景観を守り、都市との交流を図る目的で、棚田オーナー制度に加え地域の棚田で取れた米を棚田米として販売するなどして、交流型農業を持続し地域の魅力を高めている。</p> <p>これを持続するためには、生産基盤の保全的整備を行い、農家の生産意欲を図ることにより、交流人口を維持して地域の活性化につなげていく。</p>

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
邑南町	上田	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	島根県	有	ニ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし
------

#### 【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

上田地区(島根県邑南町)	区域面積(※2)	11.7ha																								
<p>区域設定の考え方(※3)</p> <p>①法第3条第1号関係： 農業振興地域であり、当該地域の総面積に対する農林地の割合が100%(=農用地面積:11.7ha/11.7ha)である。</p> <p style="text-align: center;">実施要件(別表2:勾配1/20以上の農用地が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域) 中山間地域等直接支払協定区域 (単位:ha)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>面積</th> <th>比率</th> <th>傾斜等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田(1/20以下)</td> <td style="text-align: center;">0.1</td> <td style="text-align: center;">0.9%</td> <td style="text-align: center;">1/25.7</td> </tr> <tr> <td>田(1/20以上)</td> <td style="text-align: center;">8.0</td> <td style="text-align: center;">68.4%</td> <td style="text-align: center;">1/6.1</td> </tr> <tr> <td>畑(1/20以下)</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> <td style="text-align: center;">0.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>畑(1/20以上)</td> <td style="text-align: center;">3.6</td> <td style="text-align: center;">30.8%</td> <td style="text-align: center;">1/4.7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">11.7</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1/5.9</td> </tr> </tbody> </table>			種別	面積	比率	傾斜等	田(1/20以下)	0.1	0.9%	1/25.7	田(1/20以上)	8.0	68.4%	1/6.1	畑(1/20以下)	0.0	0.0%		畑(1/20以上)	3.6	30.8%	1/4.7	計	11.7		1/5.9
種別	面積	比率	傾斜等																							
田(1/20以下)	0.1	0.9%	1/25.7																							
田(1/20以上)	8.0	68.4%	1/6.1																							
畑(1/20以下)	0.0	0.0%																								
畑(1/20以上)	3.6	30.8%	1/4.7																							
計	11.7		1/5.9																							
<p>②法第3条第2号関係： 棚田地域の農用地の保全整備により交流型農業が持続され、地域の活性化につなげていく。</p>																										
<p>③法第3条第3号関係： 区域のすべてが山間地の急傾斜地域であり、農業以外の製造業もなく、市街地を形成している区域はない。</p>																										

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	氏名	住所		農地(※2)	市民農園施設
					氏名	住所		氏名	住所						

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

##### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画年度までに農用地の補完整備を完了し、翌年度に棚田オーナー制度への参加組数を確認して、交流人口の傾向について評価を行う。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。